

汚染土壌処理業の許可にかかる事前協議の流れ

市へ事前相談

①縦覧及び住民説明会計画書を提出

- 縦覧及び住民説明会計画書（様式第1号）を市長に提出
関係住民への縦覧及び説明事項
 - ・施設の設置等に関する計画
 - ・公害の防止及び維持管理に関する計画
 - ・環境配慮計画（必要に応じ現況及び影響調査を行う）

②関係住民の意見の聴取

- 縦覧終了の翌日から2週間、意見を聴取

③事前協議書の提出

- 事前協議書（様式第2号）を市長に提出
 - ・関係住民へ縦覧及び説明した事項
 - ・関係住民への説明会、意見聴取等の結果に関する事項

④市長による学識経験者等の意見を聴取（必要な場合）

⑤市長から協議結果調書を送付

協議の結果を尊重し必要な措置を講じる

⑥土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可申請